第十二条第三項第三号	第十三条第三項	第三十二条第二項
母子修業資金	寡婦修業資金	
児童又は配偶者のない女子の二十歳以上である子等（同条第二項の規定による貸付けに係る二十歳以上である者を含む。）	寡婦の被扶養者	
第十四条	第五条第二項各号	第三十三条第二項各号
前二条	母子修学資金	寡婦修学資金
	母子技能習得資金	寡婦技能習得資金
	母子修業資金	寡婦修業資金
	母子生活資金	寡婦生活資金
第十五条第一項	第十四条の規定により	第三十二条第四項において準用する法第十四条（各号を除く。）の規定により
第十五条第一項第二号	第十四条に	第三十二条第四項において準用する法第十四条（各号を除く。）に
	第六条	第三十五条において準用する第六条
	法第十四条各号に掲げる者	寡婦
第十五条第一項第三号及び第二項	第十四条	第三十二条第四項において準用する法第十四条（各号を除く。）
第十六条	第八条第一項	第三十七条第一項
第十六条第一号	第十三条第一号	第三十八条において準用する第十三条第一号
第十六条第五号	法第十四条各号に掲げる者	寡婦
第十八条第一項	第十六条	第三十八条において準用する第十六条
第十九条第一項	第八条第一項	第三十七条第一項
第十九条第一項第二号	母子修学資金又は母子就学支度資金	寡婦修学資金又は寡婦就学支度資金
第二十条	母子修業資金	寡婦修業資金
	第十五条第一項ただし書	第三十二条第五項において準用する法第十五条第一項ただし書
	第八条第四項	第三十七条第四項

	第九条第一項	第三十八条において準用する第九条第一項
第二十三条	第三条から前条	第三十二条から第三十七条まで並びに第三十八条において準用する第九条から第十一条まで、第十二条（第二項第二号及び第三号を除く。）及び第十三条から第二十条

第三章を第四章とし、第二章の次に次の一章を加える。

第三章　父子家庭に対する福祉の措置

（法第三十一条の六第一項第四号に規定する政令で定める資金）

第三十一条　法第三十一条の六第一項第四号に規定する政令で定める資金は、次に掲げる資金とする。

一　法第六条第二項に規定する配偶者のない男子（以下単に「配偶者のない男子」という。）又は配偶者のない男子が扶養している児童の就職に際し必要な資金

二　配偶者のない男子若しくは配偶者のない男子が扶養している児童が医療を受けるのに必要な資金又は配偶者のない男子が介護を受けるのに必要な資金

三　配偶者のない男子が法第三十一条の六第一項第三号に規定する知識技能を習得している期間中の生活を維持するのに必要な資金

四　配偶者のない男子が医療又は介護を受けている期間中の生活を維持するのに必要な資金

五　配偶者のない男子が当該配偶者のない男子となつた事由の生じたときから七年を経過する日までの期間中の生活を維持するのに必要な資金

六　配偶者のない男子が失業している期間中の生活を維持するのに必要な資金

七　住宅を建設し、購入し、補修し、保全し、改築し、又は増築するのに必要な資金

八　住居を移転するために必要な住宅の賃借に際し必要な資金

九　特に経済的に困難な事情にある配偶者のない男子が扶養している児童の小学校若しくは中学校への入学又は配偶者のない男子が扶養している児童若しくは法第六条第六項に規定する配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの（以下単に「配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの」という。）が同時に民法第八百七十七条の規定により二十歳以上である子その他これに準ずる者を扶養している場合におけるその二十歳以上である子その他これに準ずる者（以下「配偶者のない男子の二十歳以上である子等」という。）の高等学校、大学、高等専門学校若しくは専修学校への入学若しくは法第三十一条の六第一項第三号に規定する知識技能を習得させる施設であつて厚生労働大臣が定めるもの（以下この章において「修業施設」という。）への入所に際し必要な資金

十　配偶者のない男子が扶養している児童又は配偶者のない男子の二十歳以上である子等の婚姻に際し必要な資金

（父子福祉資金の貸付けの継続）

第三十一条の二　法第三十一条の六第二項に規定する政令で定める資金は、次に掲げる資金とする。

一　法第三十一条の六第一項第二号に規定する資金

二　法第三十一条の六第一項第三号に規定する資金であつて、配偶者のない男子が扶養している児童が同号に規定する知識技能を習得するのに必要なもの

（児童及び配偶者のない男子の二十歳以上である子等に対する父子福祉資金の貸付け）

第三十一条の三　法第三十一条の六第三項に規定する政令で定める資金は、前条各号に掲げる資金とする。